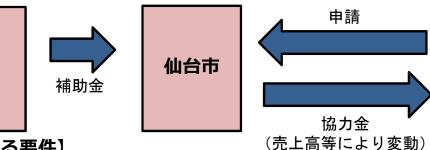
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(案)

資料4

仙台市全域を対象として、下記の対象となる施設を運営する事業者に対し、令和3年7月21日午後9時から令和3年8月17日午前5時までの間、午前5時から午後9時までの営業時間短縮の要請に全面的に御協力いただいた場合に、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を支給いたします。

【①実施スキーム】



仙台市全域で食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている下記施設を運営 し、「②対象となる要件」を満たした事業者

- ・接待を伴う飲食店
- ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当 する営業を行う店舗
- ・酒類を提供する飲食店(カラオケ店等を含む)

【②対象となる要件】

県

- ◎令和3年7月20日以前から開業しており、令和3年7月21日午後9時から令和3年8月17日午前5時まで※の期間中に午前5時から午後9時までの時間短縮営業に全面的に御協力いただくこと。
- ◎「新型コロナ対策実施中ポスター」の取得及び掲示等
- ※酒類の提供は、午前11時から午後8時までに限る。 ※従前より午前5時から午後9時までの時間の範囲内で営業している店舗は要請対象外。
- ※感染状況によっては、8月17日以前に営業時間短縮要請が解除される場合があります。
- ※**「みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店**は原則として要請対象外ですが、営業時間短縮要請に協力した場合は協力金を支給します。

【③1日当たり単価】

要請期間	1日当たり単価			
4/5~5/6	4~10万円/日			
5/6~5/12	3~10万円/日			
5/12~6/1	3~10万円/日 (※仙台市による上乗せ含む)			
6/1~6/14	2.5~7.5万円/日			
7/21~8/17	2.5~7.5万円/日			

【④支給額の単価】

		前年度又は前々年度の1日当たりの売上高					
			~83,333円	83,334~250,000円	250,001円~		
	中小企業者	A <u>売上高</u> による方法	2.5万円/日	2.5~7.5万円/日 (1日の <u>売上高</u> の3割)	7.5万円/日		
		B <u>売上高減少額</u> による方法	売上高減少額×0.4/日 ※前年度又は前々年度の売上高の3割又は20万円の低い方が上限				
	大企業(<u>売上高</u>	<u>咸少額</u> による方法)	<u>売上高減少額</u>	2×0.4/日 ※前年度又は前々年度の売上高の3割又は20万円の低い方が上限			

※中小企業はA又はBのいずれかの算定方法を選択可 ※協力金の支給額は、1施設あたり1日単価×27日間となります。

※感染状況が落ち着くなどして要請期間が短縮された場合には、短縮された日数に応じて支給額も変更となります。